

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○道路の区域を変更する件三件
 ○福島県収入証紙の売りさばき人と
 して指定した件十四件

六六
六六
六六

正 誤

○平成十七年八月三十日付け定例第
 千六百九十九号中
 ○平成二十年九月二日付け定例第二
 千十号中
 ○平成二十一年九月八日付け定例第
 二千百十三号中

六六
六六
六六

告 示

福島県告示第六百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道についで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十一年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十一年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢吹 天栄線	白河市大信下小屋字沢 入二二三番六地先から 同 市大信限戸字上小 屋六七番地先まで	変更前 変更後	九・〇 二〇・〇	六四二・五 六四二・五

(道路計画課)

福島県告示第六百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道についで道路の区域を次のとおり変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十一年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道山上 赤木線	相馬市今田字原六八番 地先から 同 市今田字原一二番 地先まで	変更前 変更後	A 一三・八 一九・〇 A 一三・八 一九・〇 B 九・五 二一・〇	一六八・五 一六八・五 一八七・四

(道路計画課)

福島県告示第六百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道についで道路の区域を次のとおり変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十一年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	南相馬市原町区信田沢 字北関ノ内二六番一 地先から 同 市原町区信田沢 字北関ノ内一六番一 地先まで	変更前 変更後	A 九・〇 一六・〇 A 九・〇 一六・〇 B 一一・八	一五二・一 一五二・一 一五七・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百七十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年八月七日次のとおり指定した。
平成二十一年十一月四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県庁消費 福島市杉妻町五番 平成二十一年一月一日から平 郡山市麓山一丁目一
組合 専務理 七五号 成二十六年九月三〇日まで 番一号

事 佐藤 武
二 福島県猟友会 田村郡三春町大字 同 田村郡三春町大字上
三春支部 支 山田字栃久保一五 舞木字向田一六八番
部長 影山 八番地 地の一
國一

(出納総務課)

福島県告示第六百八十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年八月十日次のとおり指定した。
平成二十一年十一月四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
有限会社タカ 郡山市小原田三丁 平成二十一年一月一日から平 住所在地に同じ。
ラヤ 目一番六号 成二十六年九月三〇日まで
平館 英夫 郡山市七ツ池町二 同
番一六号

(出納総務課)

福島県告示第六百八十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年八月十八日次のとおり指定した。
平成二十一年十一月四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
舟木 道夫 南会津郡南会津町 平成二十一年一月一日から平 南会津郡南会津町田
永田字大道上三二 成二十六年九月三〇日まで 島字後原甲三五二六
三番地 番地一
新国 瑋也 南会津郡只見町大 同 住所在地に同じ。
字只見字沖一四一

福島県知事 佐藤 雄 平

四番地

福島県告示第六百八十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年八月十九日次のとおり指定した。
平成二十一年十一月四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
有限会社落合 郡山市長者二丁目 平成二十一年一月一日から平 住所在地に同じ。
酒店 九番一三号 成二十六年九月三〇日まで
武田 公志 田村市大越町下大 同
越字川向一七六番 地

(出納総務課)

福島県告示第六百八十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年八月二十六日次のとおり指定した。
平成二十一年十一月四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
会津みなみ農 南会津郡南会津町 平成二十一年一月一日から平 住所在地に同じ。
業協同組合 田島字行司七六番 成二十六年九月三〇日まで
地

(出納総務課)

福島県告示第六百八十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年八月二十八日次のとおり指定した。
平成二十一年十一月四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
有限会社二瓶 河沼郡会津坂下町 平成二十一年一月一日から平 住所在地に同じ。
商店 字沼田甲一八五七 成二十六年九月三〇日まで
酒井 陽子 番地 大沼郡会津美里町 同
立石田字古宮前甲 三五一番地

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十一年十一月四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
田代 輝雄 南相馬市小高区大町一丁目四三番地 平成二十一年一月一日から平成二十一年九月三〇日まで
相馬地区交通安全協会 相馬市中野字寺前二〇三番地の一 同
長 下浦 成 同
夫 同
有限会社富岡 双葉郡富岡町大字本岡字本町一八五番地 同
銃砲火薬店 同

福島県告示第六百九十号
福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年九月二十四日次のとおり指定した。
平成二十一年十一月四日

(出納総務課)

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
黒沢 秀一 相馬郡新地町谷地 平成二十一年一月一日から平成二十六年九月三〇日まで
小屋字萩崎一番地 同
福島県知事 佐藤 雄 平
売りさばきの場所 住所地に同じ。

(出納総務課)

福島県告示第六百九十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年九月二十九日次のとおり指定した。
平成二十一年十一月四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島大学生活協同組合 福島市金谷川一番地 平成二十一年一月一日から平成二十六年九月三〇日まで
鈴木 敏雄 福島市天神町三番一〇号 同

株式会社北部 伊達市片町二〇番地 同
日本自動車学校 福島市松川町浅川字御荷ヶ沢五番地

株式会社岡商 二本松市亀谷二丁目二一一番地 同
店 住所地に同じ。

有限会社木村 伊達市保原町字六番地 同
書店 丁目二一番地 同
諏訪 良子 本宮市本宮字中條二〇番地 同

(出納総務課)

福島県告示第六百九十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年九月三十日次のとおり指定した。
平成二十一年十一月四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
斎藤 弘子 福島市栄町二番二五号 平成二十一年一月一日から平成二十六年九月三〇日まで
福島県知事 佐藤 雄 平
売りさばきの場所 住所地に同じ。

(出納総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十七年八月三十日付け定例第六百九十九号中

五四九	上	後ろか	字右代田	字日向
-----	---	-----	------	-----

○平成二十年九月二日付け定例第二千十号中

五六八	下	後ろか	石田字右代田	山戸田字日向
-----	---	-----	--------	--------

○平成二十一年九月八日付け定例第二千百十三号中

五六六	上	後ろか	字右代田	字日向
-----	---	-----	------	-----